



消費生活相談

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

「分電盤の点検に行きます」の 電話から始まる勧誘に注意！ ～急増する悪質な点検商法～

【事例】

契約している電力会社に委託されたという業者から「分電盤の点検をする」と電話があった。後日、訪問して点検後「分電盤が古いので漏電する可能性がある。漏電から火事になると危険なので交換を勧める」と言われた。火事になると怖いのですぐに交換をお願いし23万円で契約した。

契約している電力会社に確認したところ「この業者は当社とは関係ない」と言われた。不審なので解約したい。

【ひとことアドバイス】

- 電力会社の委託業者を名乗り、分電盤やブレーカーの点検を持ち掛け、点検後に不安をあおり、高額な契約をさせるトラブルが急増しています。経済産業省や国民生活センターでも注意喚起しています。
- 点検させたとしても、その場で契約することはやめ、十分に比較・検討しましょう。また、訪問販売での契約はクーリング・オフが可能です。
- 4年に1回の法定点検について日頃から確認しておきましょう。